

## 議案第53号

### 北上市森林環境譲与税基金条例

#### (設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条の規定により市に対して譲与される森林環境譲与税を、同法第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てるため、北上市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的を達成するための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

#### (補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月5日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

森林環境譲与税を、森林整備等の施策に要する費用に充てるため、基金を設置しようとするものである。